

報告第 18 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 21 年 12 月 2 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

| 専決処分年月日     | 決定額      | 相手方      | 事件の概要   |
|-------------|----------|----------|---|
| 平成21年10月23日 | 129,045円 | 足立区皿沼在住者 | 平成21年10月7日、足立区扇一丁目1番先の道路上で、ごみの収集に向かう清掃車が道路端に停車中の相手方車両右後部側面に接触し、相手方車両を塗料付着により汚損させ損害を与えた。 |